

青森県公共事業再評価等審議委員会書面会議実施要領

令和 2 年 6 月 2 日

改正 令和 4 年 3 月 23 日

(趣旨)

第1 この要領は、青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領（以下「運営要領」という。）第5の規定に基づき、青森県公共事業再評価等審議委員会（以下「委員会」という。）の書面によって行われる会議（以下「書面会議」という。）について必要な事項を定めるものである。

(書面会議及び書面議決の要件)

第2 委員長は、大規模自然災害の発生や感染症の拡大等運営要領第2の規定に基づく会議を開催しないことについてやむを得ない事情があると認められるときは、書面会議を開催して委員の意見を聴き、委員会の議決に代えること（以下「書面議決」という。）ができるものとする。

(書面議決の実施)

第3 委員長は、書面議決の実施に当たり、返信期日を指定し、議事に係る資料、書面表決書（別記様式例）及び参考図書等を全委員に送付するものとする。

2 委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。

3 書面表決書は、議事毎に賛成又は反対の別を明らかにするように実施し、委員氏名の記載がないものは無効とする。

4 議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(書面会議の公開)

第4 書面会議の資料は、公表する。ただし、県又は委員等が、個人情報等公開することが適切でないか、又は会議の資料を公表することにより公正かつ円滑な会議運営に著しい支障を生ずると判断した事項について、委員会の了解を得た場合には、公表しないことができる。

2 書面会議の会議概要は、県が作成し、会議終了後に公表する。

(部会の書面会議及び書面議決に係る運用)

第5 第2から第4までの規定は、運営要領第4の規定に基づく部会について準用する。この場合、「委員長」は「部会長」に、「運営要領第2」は「運営要領第4」に、「委員」は「部会を組織する委員」に、「委員会」は「部会」に読み替えるものとする。

(その他)

第6 この要領に定めのない事項及びこの要領の変更は、委員会の審議により決定する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

書 面 表 決 書

青森県公共事業再評価等審議委員会委員長 殿

委員氏名 _____

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け青企調第〇〇号で開催された青森県公共事業再評価等審議委員会書
面会議の議事について、下記のとおり表決します。

記

1 表決内容（「表決」欄のいずれかに丸印を付してください。）

議事番号	議事の内容	表 決	備 考
議事〇〇号		可 ・ 否	
議事〇〇号		可 ・ 否	
議事〇〇号		可 ・ 否	
議事〇〇号		可 ・ 否	
議事〇〇号		可 ・ 否	

2 附帯意見（附帯意見がある場合は「意見の内容」欄に記入してください。）

議事番号	意見の内容
議事〇〇号	
議事〇〇号	
議事〇〇号	
議事〇〇号	
議事〇〇号	